

第31回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和8年1月30日(金) 13時30分
第31回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和8年1月30日(金) 13時26分

3. 閉 会 令和8年1月30日(金) 14時45分

4. 出席委員

1番 石井	2番 尾崎	3番 市村	4番 中島	5番 菅野
6番 泉	7番 舟窪	8番 波多野	9番 小口	10番 小池
11番 田中	12番 武正	13番 羽田野	14番 星	15番 菱川
16番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員

6. 議事録署名委員 7番—舟窪委員 8番—波多野委員

7. 付議議件 議案第131号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
議案第132号 農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について
議案第133号 農地中間管理機構への買入協議の要請について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 雄司
事務局 笠谷 俊介
事務局 廣島 蓮

9. 会議の概要

事務局	それでは出席予定の皆様がお揃いになりましたので、ただいまより第31回斜里町農業委員会を開催いたします。 本日は1番石井委員より遅れるとの連絡を受けております。出席委員15名であり、定足数に達しております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。 それでは議長、よろしくお願いいたします。
議長	それでは第31回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。 日程1、議事録署名委員に、7番舟窪委員、8番波多野委員、お願いします。 日程2、議案第131号、農地法第18条の規定による合意解約通知について説明をお願いします。
事務局	議案第131号、農地法第18条の規定による合意解約通知について 下記の通り提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。 番号1、関係の土地については、ウトロ高原7筆、地目は畑、合計面積は88,038 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和5年4月19日から令和8年4月18日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年12月25日となっております。 番号2、関係の土地については、字以久科北8筆、地目は畑、合計面積は89,740 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和6年3月27日から令和11年3月26日まで、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年12月23日となっております。 番号3、関係の土地については、字三井1筆、地目は畑、面積は61,679 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和5年12月26日から令和16年11月30日まで、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年12月25日となっております。 番号4、関係の土地については、字豊倉5筆、地目は畑、合計面積は60,794 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和4年11月26日から令和14年11月25日まで、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年12月25日となっております。 番号5、関係の土地については、字大栄3筆、地目は畑、合計面積は47,903 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和4年5月26日から令和9年5月25日まで、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年12月25日となっております。 番号6、関係の土地については、字中斜里2筆、地目は畑、合計面積は33,000 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成29年2月24日から令和9年11月30日まで、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年12月25日となっております。 番号7、関係の土地については、字川上1筆、地目は畑、面積は22,123 m²、利用権の

	種類は賃貸借、契約期間は平成31年1月1日から令和8年12月31日まで、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年12月25日となっております。 番号8、関係の土地については、字中斜里他5筆、地目は畑、合計面積は 51,500 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日まで、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年12月25日となっております。 番号9、関係の土地については、字中斜里他9筆、地目は畑、合計面積は 45,322.14 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和3年12月23日から令和14年11月30日まで、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年12月25日となっております。 番号10、関係の土地については、字川上7筆、地目は畑、合計面積は 79,617 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成29年12月22日から令和10年11月30日まで、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年12月25日となっております。 番号11、関係の土地については、字来運3筆、地目は畑、合計面積は 50,539 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和5年8月29日から令和16年8月28日まで、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和8年1月6日となっております。 番号12、関係の土地については、字来運13筆、地目は畑、合計面積は 59,769 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和4年11月28日から令和14年11月30日まで、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和8年1月6日となっております。別紙の合意解約書の写しの確認をお願いします。以上です。
議長	合意解約通知について、番号1から12、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	それでは番号1から12、決定とします。
議長	日程3、議案第132号、農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について説明をお願いします。
事務局	議案132号、農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 農地中間管理機構に要請し、下記の農用地利用集積等促進計画(案)の決定について議決を求める。また、農地中間管理機構が計画(案)のとおり認可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求める。

	(1)公社買入 番号1、関係の土地についてはウトロ高原10筆、地目は畑、合計面積は 161,698 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は 16,224 千円、10a あたり 100 千円となっております。 番号2、関係の土地については字峰浜2筆、地目は畑、合計面積は 49,574 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は 8,803 千円、10a あたり 178 千円となっております。 番号3、関係の土地については字朱円西2筆、地目は畑、合計面積は 3,581 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は 1,000 千円、10a あたり 279 千円となっております。 位置図は1番、2番が9ページ、3番が10ページです。 番号4、関係の土地については字以久科北9筆、地目は畑、合計面積は 79,889 m²、申請の理由は譲渡人が事業を縮小するため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は 27,359 千円、10a あたり 342 千円となっております。 番号5、関係の土地については字以久科北7筆、地目は畑、合計面積は 48,321 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は 16,143 千円、10a あたり 334 千円となっております。 番号6、関係の土地については字以久科南7筆、地目は畑、合計面積は 138,827 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は 31,779 千円、10a あたり 229 千円となっております。 番号7、関係の土地については字三井4筆、地目は畑、合計面積は 38,717 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は 3,750 千円、10a あたり 97 千円となっております。 位置図は4番から6番が10ページ、7番が11ページです。 番号8、関係の土地については字豊倉1筆、地目は畑、面積は 25,430 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は 7,094 千円、10a あたり 279 千円となっております。 番号9、関係の土地については字来運6筆、地目は畑、合計面積は 58,096 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は 10,146 千円、10a あたり 175 千円となっております。 位置図は8番、9番が11ページです。
議長	(1)公社買入、番号1から9について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号1から9決定します。 続いて(2)公社売渡をお願いします。

事務局	(2)公社売渡 番号1、関係の土地については字峰浜2筆、地目は畑、合計面積は49,574㎡、申請の理由は譲渡人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、譲受人が経営規模拡大のため、価格は8,803千円、10aあたり178千円となっております。 番号2、関係の土地については字朱円西2筆、地目は畑、合計面積は3,581㎡、申請の理由は譲渡人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、譲受人が経営規模拡大のため、価格は1,000千円、10aあたり279千円となっております。 番号3、関係の土地については字以久科北7筆、地目は畑、合計面積は48,321㎡、申請の理由は譲渡人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、譲受人が経営規模拡大のため、価格は16,332千円、10aあたり338千円となっております。 番号4、関係の土地については字以久科北9筆、地目は畑、合計面積は79,889㎡、申請の理由は譲渡人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、譲受人が経営規模拡大のため、価格は27,359千円、10aあたり342千円となっております。 番号5、関係の土地については字以久科南6筆、地目は畑、合計面積は77,148㎡、申請の理由は譲渡人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、譲受人が経営規模拡大のため、価格は23,144千円、10aあたり300千円となっております。 番号6、関係の土地については字三井4筆、地目は畑、合計面積は38,717㎡、申請の理由は譲渡人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、譲受人が経営規模拡大のため、価格は3,750千円、10aあたり97千円となっております。 番号7、関係の土地については字三井1筆、地目は畑、面積は61,679㎡、申請の理由は譲渡人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、譲受人が経営規模拡大のため、価格は8,635千円、10aあたり140千円となっております。 番号8、関係の土地については字豊倉1筆、地目は畑、面積は25,430㎡、申請の理由は譲渡人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、譲受人が経営規模拡大のため、価格は7,094千円、10aあたり279千円となっております。 番号9、関係の土地については字来運6筆、地目は畑、合計面積は58,096㎡、申請の理由は譲渡人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、譲受人が経営規模拡大のため、価格は10,146千円、10aあたり175千円となっております。
議長	(2)公社売渡、番号1から9、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号1から9、決定します。 (3)公社借入、お願いします。
事務局	(3)公社借入 番号1、関係の土地については字越川5筆、地目は畑、合計面積は10,331㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり3,533円となつ

	ています。 番号2、関係の土地については字以久科北4筆、地目は畑、合計面積は42,738 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり11,372円となっています。 番号3、関係の土地については字豊倉2筆、地目は畑、合計面積は49,719 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり9,172円となっています。 番号4、関係の土地については字日の出他5筆、地目は畑、合計面積は292,203 m²、利用権の種類は使用貸借、契約期間は記載のとおりとなっています。 番号5、関係の土地については字大栄3筆、地目は畑、合計面積は47,903 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり13,256円となっています。 番号6、関係の土地については字中斜里2筆、地目は畑、合計面積は34,775 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり8,541円となっています。 番号7、関係の土地については字中斜里他4筆、地目は畑、合計面積は51,500 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり10,796円となっています。 番号8、関係の土地については字来運他29筆、地目は畑、合計面積は236,295 m²、利用権の種類は使用貸借、契約期間は記載の通りとなっています。 番号9、関係の土地については字川上1筆、地目は畑、面積は22,123 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり12,928円となっています。 番号10、関係の土地については字中斜里他8筆、地目は畑、合計面積は45,322.14 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり8,737円となっています。 番号11、関係の土地については字川上7筆、地目は畑、合計面積は79,620 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり12,057円となっています。 番号12、関係の土地については字中斜里他11筆、地目は畑、合計面積は89,252 m²、利用権の種類は使用貸借、契約期間は記載のとおりとなっています。
議長	(3) 公社借入、番号1から12、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号1から12、決定します。 (4) 公社貸付、お願いします。

事務局	(4)公社貸付 番号1、関係の土地については字越川5筆、地目は畑、合計面積は10,331㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり3,533円となっています。 番号2、関係の土地については字以久科北4筆、地目は畑、合計面積は42,738㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり11,372円となっています。 番号3、関係の土地については字豊倉2筆、地目は畑、合計面積は49,719㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり9,172円となっています。 番号4、関係の土地については字日の出他5筆、地目は畑、合計面積は292,203㎡、利用権の種類は使用貸借、契約期間は記載の通りとなっています。 番号5、関係の土地については字大栄3筆、地目は畑、合計面積は47,903㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり13,256円となっています。 番号6、関係の土地については字中斜里2筆、地目は畑、合計面積は34,775㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり8,541円となっています。 番号7、関係の土地については字来運他29筆、地目は畑、合計面積は236,295㎡、利用権の種類は使用貸借、契約期間は記載の通りとなっています。 番号8、関係の土地については字中斜里他14筆、地目は畑、合計面積は118,945.14㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり10,408円となっています。 番号9、関係の土地については字川上7筆、地目は畑、合計面積は79,620㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり12,057円となっています。 番号10、関係の土地については字中斜里他11筆、地目は畑、合計面積は89,252㎡、利用権の種類は使用貸借、契約期間は記載の通りとなっています。 別紙の農用地利用集積等促進計画作成に係る要件確認チェックリストの確認もお願いします。以上です。
議長	(4)公社貸付、番号1から10、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号1から10、決定します。
	日程4、議案第133号、農地中間管理機構への買入協議の要請について説明をお願いします。

事務局	議案第133号、農地中間管理機構への買入協議の要請について 農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について審議を求める。 区分1、関係の土地については字峰浜7筆、地目は畑、面積は47,873 m²、申出年月日は令和7年12月25日、幹旋委員は菱川委員長、泉副委員長、尾崎委員、小池委員、石井委員。 区分2、関係の土地については字来運5筆、地目は畑、面積は50,541 m²、申出年月日は令和8年1月6日、幹旋委員は田中委員長、舟窪副委員長、島田委員、中島委員、武正委員、富永委員、澤田委員。 位置図は同頁に記載の通りとなっております。
議長	農地中間管理機構への買入協議の要請について区分1と2決定してよろしいですか。
全員	異議なし
議長	区分1と2決定します。 日程5、その他、協議・報告事項をお願いします。 (一時休憩)
議長	本会議に戻し、全体を通して何か質問等ありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第31回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和8年1月30日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員

舟窪 英幸

議事録署名委員

沢野 克成